

政治資金監査に関する研修テキスト

政治資金適正化委員会

この「政治資金監査に関する研修テキスト」は、政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修のため作成し、研修を受ける登録政治資金監査人に交付するものです。

　　目　　次　　

政治資金規正法のあらまし

.....1**政治資金監査に関する具体的な指針**

.....21**政治資金監査実施要領**

.....55**政治資金監査チェックリスト**

.....81

政治資金規正法のあらまし……………1

I. 政治資金規正法の目的……………	3
II. 政治資金を規正する基本的考え方……………	3
III. 規正の対象……………	5
1. 政治団体……………	5
(1) 政治団体とは……………	5
(2) 政治団体の種類……………	5
(3) 政治団体の設立等の届出……………	6
2. 公職の候補者……………	7
IV-1. 政治資金の収支の公開等……………	8
1. 収支報告……………	8
2. 収支報告書の公表、閲覧及び写しの交付……………	9
IV-2. 国会議員関係政治団体に関する特例……………	10
1. 収支報告に関する特例……………	10
2. 登録政治資金監査人による政治資金監査……………	10
3. 少額領収書等の写しの開示制度……………	10
V. 寄附の制限……………	12
1. 会社等のする寄附の制限……………	12
2. 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限……………	12
3. 寄附の量的制限……………	12
4. 寄附の質的制限……………	15
(1) 補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附……………	15
(2) 赤字会社がする寄附……………	16
(3) 外国人・外国法人等からの寄附……………	16
(4) 他人名義・匿名による寄附……………	16
5. その他公正な流れを担保するための措置……………	16
VI. 政治資金パーティーの対価の支払の制限……………	17
VII. 運用の規制……………	17

VIII. 罰則等.....	18
1. 主な罰則.....	18
2. 公民権停止.....	18
3. 没収、追徴.....	18
(別表 1) 寄附の量的制限の概要.....	19
(別表 2) 総枠制限の一覧.....	20

政治資金監査に関する具体的な指針 21**はじめに** 23**I. 政治資金監査の目的** 25

- 1. 政治資金規正法の目的・基本理念 25
- 2. 今般の政治資金規正法改正の経緯 26
- 3. 政治資金監査の基本的性格 26
- 4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け 29

II. 登録政治資金監査人 30

- 1. 登録政治資金監査人の資格 30
 - (1) 資格 30
 - (2) 業務制限 31
- 2. 登録政治資金監査人の職務 32
- 3. 登録政治資金監査人の責任 34

III. 国会議員関係政治団体 35

- 1. 国会議員関係政治団体の定義 35
- 2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務 35

IV. 政治資金監査指針 39

- 1. 一般監査指針 39
 - (1) 一般的な留意事項 39
 - (2) 調査方法 40
 - (3) 政治資金監査契約の締結 41
 - (4) 政治資金監査の事前準備 41
- 2. 個別監査指針 43
 - (1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項 43
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項 44
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項 47
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項 49
 - (5) 会計責任者等に対するヒアリング 50

V. 政治資金監査報告書 52

- 1. 政治資金監査報告書の記載事項 52
- 2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項 52

政治資金監査実施要領 55

I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項	57
II. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項	58
1. 政治資金監査契約	58
2. 契約書において規定すべき事項	58
(1) 一般的事項	59
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任	60
(3) 秘密保持義務	60
(4) 使用人等の監督等	60
(5) 契約の解除	61
3. 政治資金監査契約に係る留意事項	61
III. 領収書等の確認に当たっての留意事項	62
1. 領収書等の記載事項の確認	62
2. 領収書等のあて名等の確認	63
(1) あて名の確認	63
(2) 訂正等の確認	64
IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項	65
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	65
2. ヒアリング事項	65
3. ヒアリングの実施方法	66
4. その他の留意事項	69
V. 領収書等を徵し難い事情の具体例	71
VI. 政治資金監査報告書記載要領	72
1. 政治資金監査報告書の記載事項	72
2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項	72
3. 政治資金監査報告書記載例	74
(1) 監査事項について確認できないものがない場合	74
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	76
(3) 領収書等の徵収漏れ又は亡失等がある場合	78

政治資金監査チェックリスト 81

(参考資料) 収支報告書等の記載方法等に関する見解……………89

政治資金規正法のあらまし

委員限り

資料A

I. 政治資金規正法の目的

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようとするため、①政治団体の届出、②政治団体に係る政治資金の収支の公開、③政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正、④その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

II. 政治資金を規正する基本的考え方

政治資金の規正については、大きく分けて、

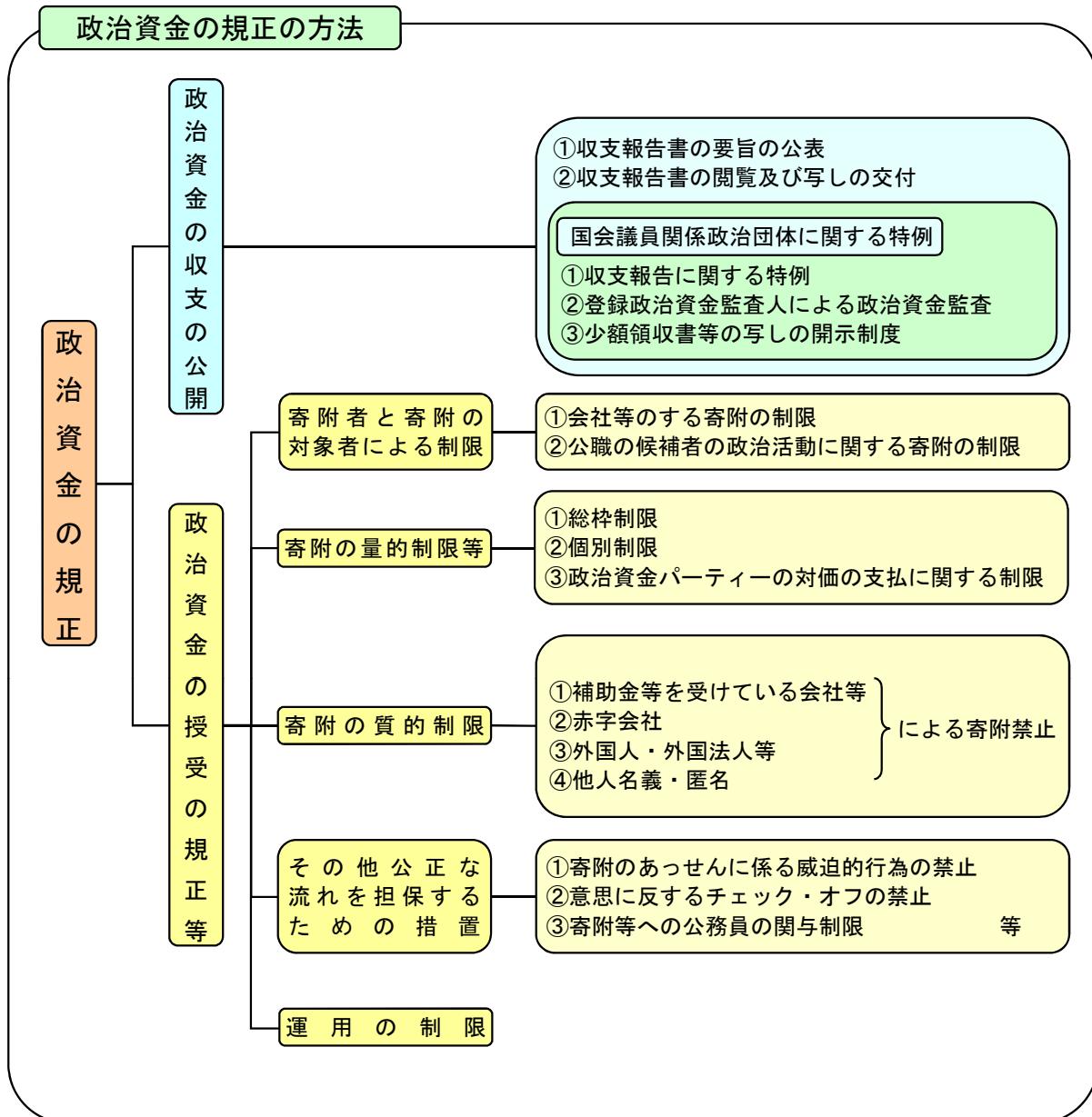
① 政治資金の収支の公開

政治団体の収入、支出及び資産等を記載した収支報告書の提出を政治団体に義務付け、これを公開することによって政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすること。

② 政治資金の授受の規正等

政治活動に関する寄附について、対象者による制限や、量的、質的制限などを行うこと。

の2つがあり、具体的には、4ページの図のとおりとなっています。



III. 規正の対象

政治資金規正法の規正の対象は、政治団体及び公職の候補者です。

1. 政治団体

(1) 政治団体とは

政治資金規正法においては、下記の活動を本来の目的とする団体及び下記の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体を政治団体としています。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

また、下記に該当する団体については、政治資金規正法上、政治団体とみなされます。

- ① 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）
- ② 政治資金団体
- ③ 特定パーティー開催団体（政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち収入の金額が1,000万円以上のもの）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用される。）

(2) 政治団体の種類

政治団体には、下記の種類があります。

政 党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ① 所属国会議員が5人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上	
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体	
その他の 政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、推薦団体、後援団体、特定パーティー開催団体等）	
	資 金 管 理 団 体	公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者ために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの

さらに、下記の政治団体を「国会議員関係政治団体」といいます。

国会議員関係 政治団体	<p>次のいずれかにあてはまる政治団体</p> <p>① 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体</p> <p>② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体</p> <p>③政黨の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの</p> <p>ただし、政黨や派閥、政策研究団体などは国会議員関係政治団体から除かれています。</p> <p>なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。</p>
------------------------	---

（3）政治団体の設立等の届出

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便によることなく文書で、組織等された旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日等について、下記のとおり、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければなりません。

政治団体の主たる活動区域等	届 出 先
都道府県の区域において 主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の 都道府県の選挙管理委員会
二以上の都道府県の区域にわたり 主としてその活動を行う政治団体	
主たる事務所の所在地の都道府県の 区域外の地域において主としてその 活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の 都道府県の 選挙管理委員会 を窓口として 総務大臣
政党及び政治資金団体	

また、届け出た事項に異動が生じた場合も、その異動の日から 7 日以内にその内容を届け出なければなりません。

なお、政治団体が解散し、又は政治団体でなくなった場合は、解散等の日から 30 日以内（国会議員関係政治団体（収支報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であったものを含む。）については、60 日以内）に、その旨及び年月日を届け出るとともに、解散等の日までの収支報告書を提出しなければなりません。

2. 公職の候補者

公職の候補者とは、公職にある者、公職選挙法の規定により届け出られた公職の候補者及び当該候補者となろうとする者をいいます。

なお、公職の候補者は、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができます（指定された政治団体を「資金管理団体」といいます。資金管理団体に係る寄附の特例については 15 ページ参照。）。

IV – 1. 政治資金の収支の公開等

1. 収支報告

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るすべての収入、支出及び資産等の状況を記載した収支報告書を翌年3月末日（1月から3月までの間に総選挙等があった場合は、4月末日）までに、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければなりません。

[主な報告事項]

① 寄附

年間5万円を超えるものについて、寄附者の氏名等

② 政治資金パーティーの対価に係る収入

一の政治資金パーティーごとに20万円を超えるものについて、支払者の氏名等

③ 支出

政治活動費のうち一件当たり5万円以上のもの（資金管理団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち一件当たり5万円以上のもの）について、支出を受けた者の氏名等

④ 資産等

土地、建物、建物の所有のための地上権又は土地の賃借権、100万円超の動産、預貯金（普通預金等を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、100万円超の貸付金、100万円超の敷金、100万円超の施設の利用権及び100万円超の借入金について、その内容

[収支報告書に併せて提出すべきもの]

政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、以下のものを併せて提出しなければなりません。

① 領収書等の写し、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（収支報告書に記載すべき支出に係るもの）

※ 領収書等の徵収義務は、一件当たり5万円以上のすべての支出に係ります。

② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体の場合）

2. 収支報告書の公表、閲覧及び写しの交付

① 公表

政治団体の収支報告書の要旨は、官報又は都道府県の公報により、原則として
11月30日（平成20年分の収支報告書は9月30日）までに公表されます。

② 閲覧及び写しの交付

政治団体の収支報告書は、総務省又は都道府県の選挙管理委員会において、収支
報告書の要旨が公表された日から3年間、閲覧又は写しの交付の請求を受けること
になります。

IV-2. 国会議員関係政治団体に関する特例

国会議員関係政治団体については、平成21年分の収支報告から以下に掲げる特例が適用されます。

1. 収支報告に関する特例

国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあっては、人件費以外の経費のうち一件当たり1万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません（なお、領収書等の徴収義務はすべての支出に係ります。）。

また、収支報告書の提出期限は、翌年5月末日（1月から5月までの間に総選挙等があった場合は、6月末日）までとされています。

2. 登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければなりません。

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行われます。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

3. 少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し等（少額領収書等の写し）について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求をすることができます。

[開示請求から開示決定までの基本的な流れ]

① 開示請求書の提出

開示請求する方は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

② 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出します。

④ 開示決定

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係政治団体 (H21分から)	資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外) (H20分から)	その他の政治団体 (国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の事業費			
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

(「×」は記載・添付不要を表します。)

V. 寄附の制限

1. 会社等のする寄附の制限

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党・政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはいけません。

また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはいけません。

2. 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはいけません（ただし、政党がする寄附及び政治団体に対する寄附は認められています。）。

3. 寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります（13、14ページの図及び別表1参照）。なお、金銭等以外の財産上の利益についても時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

[総枠制限] 一の寄附者ができる寄附の年間限度額

○政党・政治資金団体に対するもの

個人：2,000万円まで

会社、労働組合等：750万円～1億円まで

（資本金額、組合員数等により異なる（別表2参照））

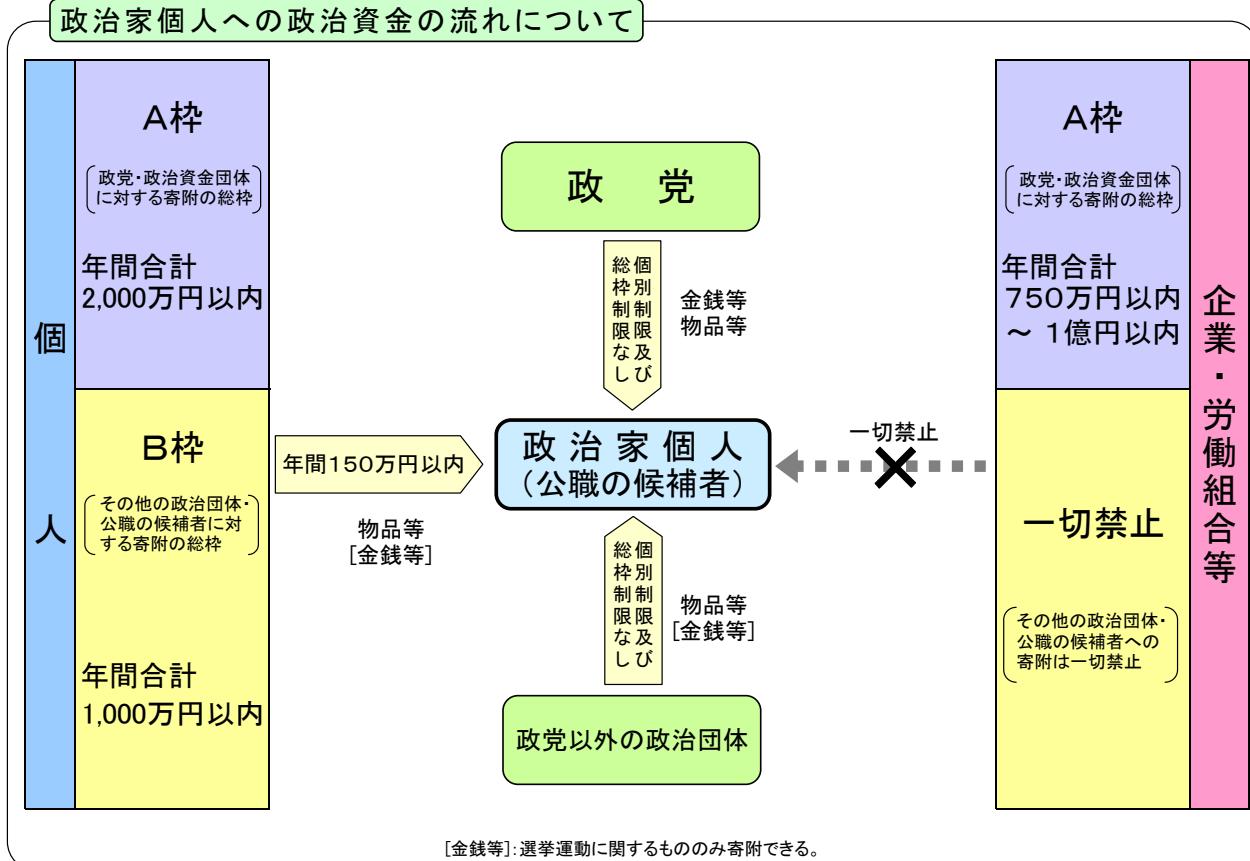
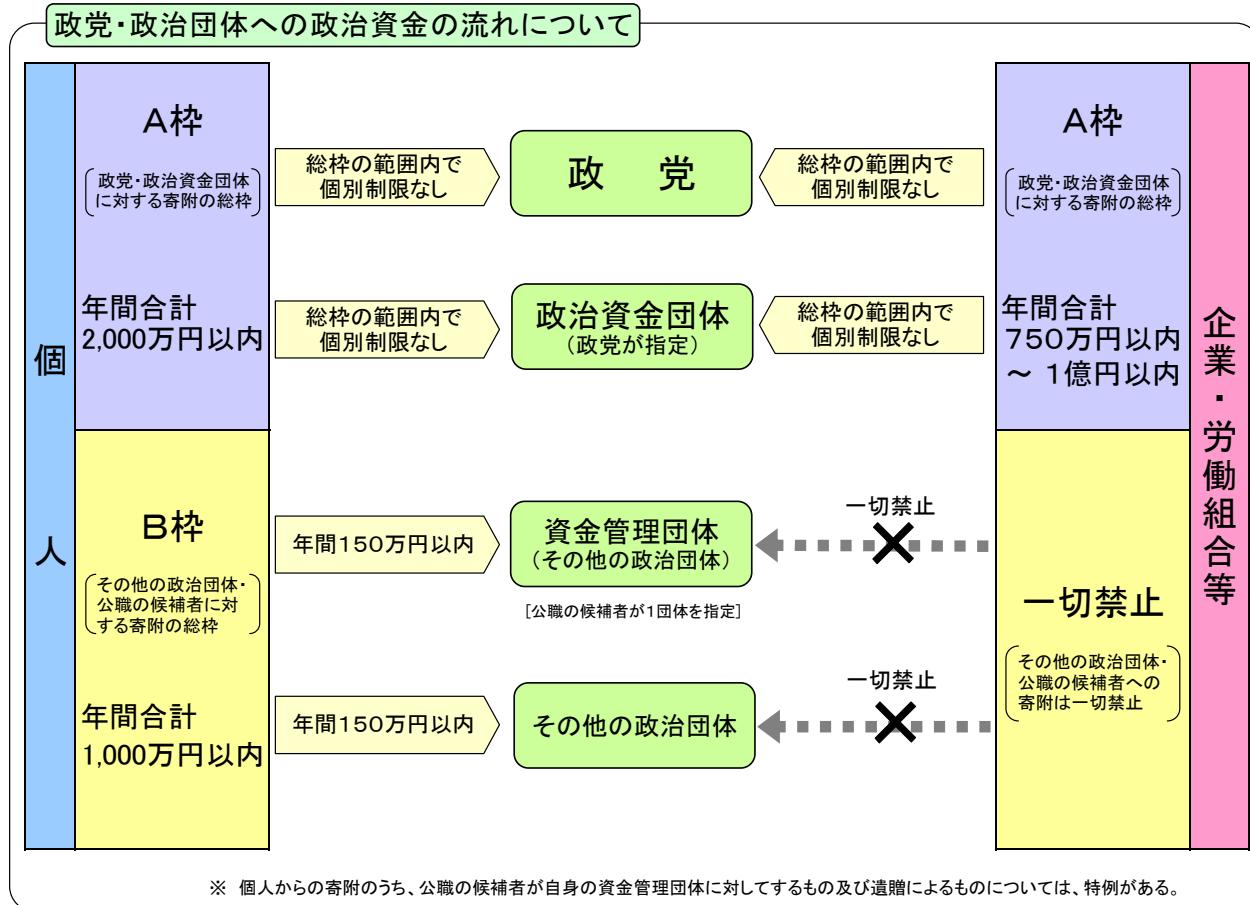
○その他の政治団体、公職の候補者に対するもの

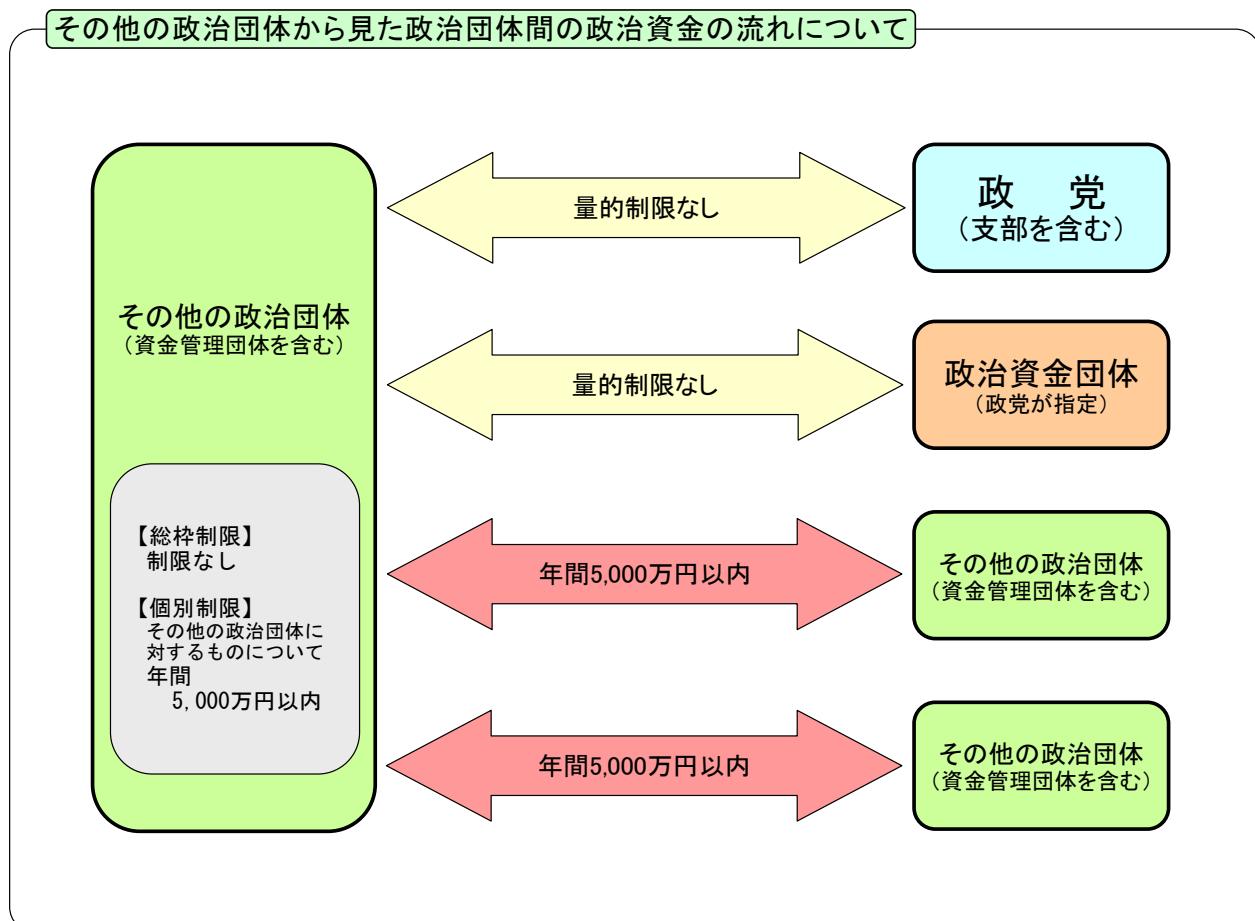
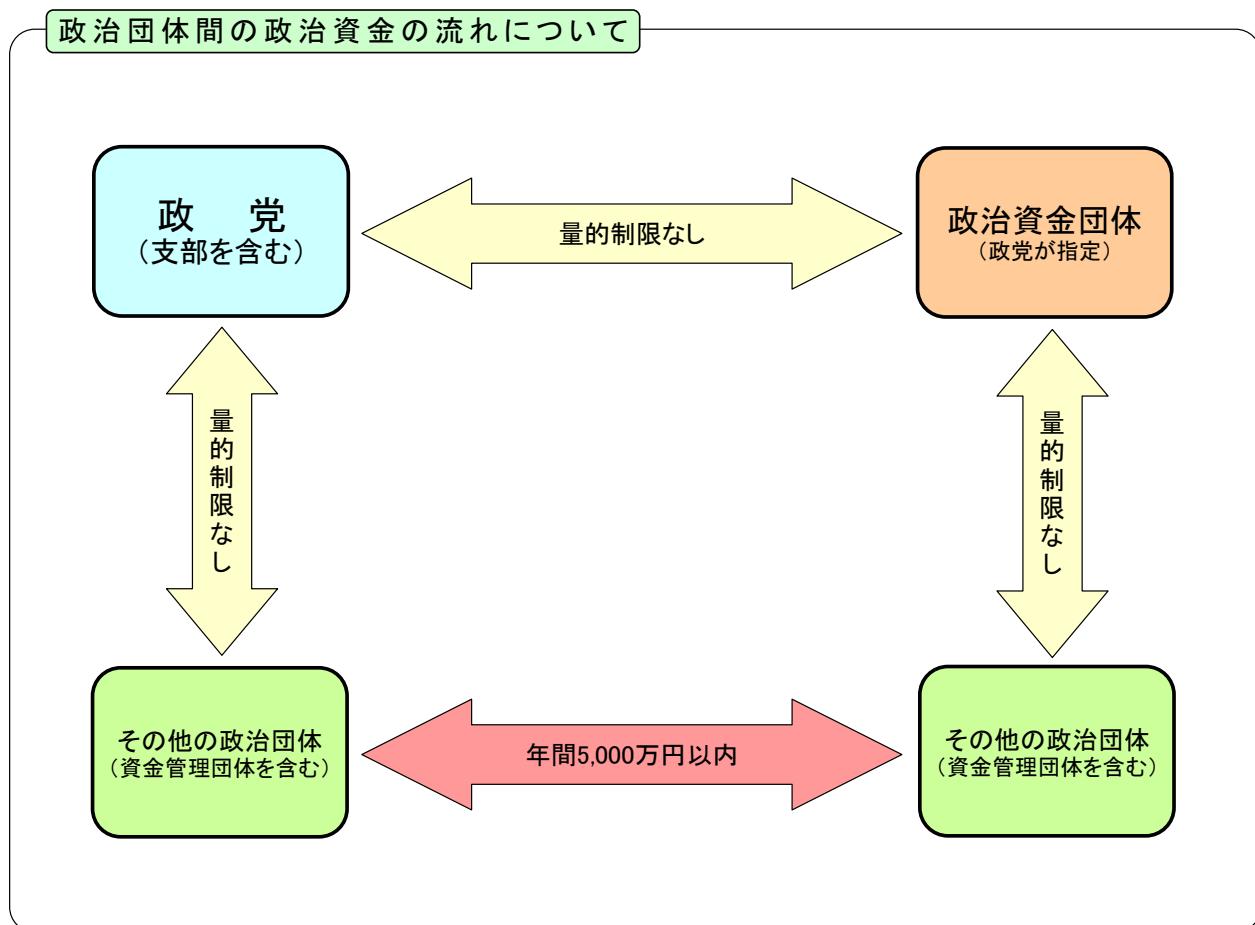
個人：1,000万円まで

[個別制限] 一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額

○個人がその他の政治団体及び公職の候補者に対してする寄附は、150万円まで

○その他の政治団体間でなされる寄附は、5,000万円まで





[資金管理団体に対する寄附の特例]

資金管理団体に対する寄附については、下記のとおり量的制限等の特例があります。

- ① 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)については、総枠制限及び個別制限の適用がありません。
- ② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附(歳費等の自己資金による寄附)については、個別制限の適用がありませんので、総枠制限(1,000万円)の範囲内において寄附することができます。
- ③ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附することができます。

4. 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附等に関する規制で、下記の寄附が禁止されています。

(1) 補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附

- ① 国から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- ② 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- ③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- ④ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。

(2) 赤字会社がする寄附

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

(3) 外国人・外国法人等からの寄附

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けることはできません（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附を除く。）。

(4) 他人名義・匿名による寄附

本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることはできません（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものを除く。）。

なお、これらの質的制限に該当しない場合であっても、政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、会社等のする寄附の制限により、政治活動に関する寄附をすることはできません。

5. その他公正な流れを担保するための措置

[寄附のあっせん及び関与の制限]

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となることから、次の規制があります。

- ① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
- ② 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止
- ③ 寄附への公務員の関与制限

[政治資金団体に係る口座振込み等の義務付け]

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（金額が1,000円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除く。）については、口座への振込み又は振替によらなければならないこととされています。

VI. 政治資金パーティーの対価の支払の制限

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものです。

政治資金パーティーについては、下記の規制があります。

① 開催団体

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにならなければなりません。

政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用されます。

② 収支報告

政治資金パーティーの対価に係る収入については、収支報告書に所要の事項を記載して提出しなければなりません。

③ 公開基準

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払の金額又は同一の者によりあっせんされた対価の支払の金額の合計が20万円を超えるものは、対価の支払者又はあっせん者の氏名等が公表されます。

④ 対価の支払に関する制限

何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、150万円を超えて支払をしてはいけません。

⑤ あっせん及び関与の制限

寄附と同様に、政治資金パーティーの対価の支払についても、あっせん及び関与の制限があります。

VII. 運用の規制

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は、金融機関への預貯金、国債証券、地方債証券の取得など、安全かつ確実なものに限定されており、株式運用等を行うことは禁止されています。

VIII. 罰則等

1. 主な罰則

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違 反 の 内 容	罰 則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載 (重過失の場合を含む)	5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反	1年以下の懲役、50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	1年以下の禁錮、50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	3年以下の禁錮、50万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反	6月以下の禁錮、30万円以下の罰金

2. 公民権停止

政治資金規正法に定める罪を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

① 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

3. 没収、追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込み等によらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

(別表1)

寄附の量的制限の概要

受 領 者	寄 附 者	個 人	会社・労働組合・ 職員団体・その他の団体		政 党		治 團		体	
			総 制 限	同一の相手 方に對する 個別制限	総 制 限	同一の相手 方に對する 個別制限	総 制 限	同一の相手 方に對する 個別制限	総 制 限	同一の相手 方に對する 個別制限
政党・政治資金団体	年間 2,000 万円	制限なし	資本金・組 合員数 (※4)に 応じて年間 750万円 ～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	年間 1,000 万円 (※1)	年間 150万円 (※2)	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
その他の政治団体 資金管理団体以外 の政治団体	年間 150万円	年間 150万円	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) その他は 年間 150万円	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) その他は 年間 150万円	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
公職の候補者										

*1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

*2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対する寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はない。

*3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。

*4 その他の団体については、「前年ににおける年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

(注)

説明	A
----	---

総枠制限の一覧

(別表2)

会社 (資本又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体 以外の団体 (前年ににおける年間の経費)	政党・政治資金団体 に対する寄附の年間 限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～	50億円未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～	100億円未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～	150億円未満	8千万円以上～1億円未満	3,500万円
150億円以上～	200億円未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～	250億円未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～	300億円未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～	350億円未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～	400億円未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～	450億円未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～	500億円未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～	550億円未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～	600億円未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～	650億円未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～	700億円未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～	750億円未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～	800億円未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～	850億円未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～	900億円未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～	950億円未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

委員限り
議案A

政治資金監査に関する具体的な指針

(政治資金監査マニュアル)

委員限り

資料A

はじめに ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～

昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会(臨時国会)では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

これを受け、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。

本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということを踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴収・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。

しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。

このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。

したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものと考える。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上田廣一

池田隼啓

小見山満

谷口将紀

牧之内隆久

I. 政治資金監査の目的

1. 政治資金規正法の目的・基本理念

1. 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。

政治資金規正法の「目的」

【参照条文】

(目的)

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意志を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

政治資金規正法の「基本理念」

【参照条文】

(基本理念)

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意志を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たつては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

2. 今般の政治資金規正法改正の経緯

3. 一方、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について、様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったところである。
4. このような政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年1月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立した。
5. この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保と透明性の向上のために一定の義務を課すものである。
6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

3. 政治資金監査の基本的性格

7. 新たに創設された政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。
8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者による監査である。
 - ・ 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手先、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、国会議員関係政治団体と一定の関係を有する登録政治資金監査人は当該国会議員関係政治団体に対する政治資金監査業務を行うことができない。

「支出」の確認

政治資金監査は支出のみを対象とし、収入はその対象とはしていない。政治資金規正法改正に当たっては、事務所費や光熱水費等の政治資金の使途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、各政党間における協議の結果、政治活動の自由の確保の観点も踏まえ、支出の面に限って、政治資金監査の導入を含む収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るための方策が講じられたものである。

「一定の関係を有する」とは

国会議員関係政治団体と一定の関係を有するとは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「II. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。

【参照条文】

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第19条の13 (略)

2～4 (略)

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第1項の政治資金監査を行うことができない。

6 (略)

9. 政治資金監査は、職業的専門家による監査である。

- ・ 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に監査を行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高い監査とすることが期待される。
- ・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。

10. 政治資金監査は、会計事務に対する外形的・定型的な監査である。

- ・ 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に従って、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。
- ・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、領収書等の関係書類は現物を確認しなければならない。

11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づく監査である。

- ・ 政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、本指針に基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。
- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならず、他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。

形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合させる全数調査により実施すること
- ③ 国会議員関係政治団体の事務所で実施するとともに、会計帳簿、領収書等の関係書類について、写しでなくその現物を確認すること

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容の不明確さを排除することが可能となるものであり、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに準拠して政治資金監査を行うことが求められる。

II. 登録政治資金監査人

1. 登録政治資金監査人の資格

(1) 資格

1. 弁護士、公認会計士及び税理士は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる（法第19条の18第1項）。ただし、以下のいずれかに該当する者（以下「欠格要件該当者」という。）は、登録政治資金監査人となることができない（法第19条の18第2項）。
 - ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は法第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第1号）
 - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第2号）
 - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの（法第19条の18第2項第3号）
2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税（15,000円）を納めなければならない。
3. 登録政治資金監査人は、弁護士、公認会計士若しくは税理士のいずれかに該当する者であること又は欠格要件該当者に該当しないことについて、記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、登録を取り消される（法第19条の22第1項）。
4. 登録政治資金監査人は、以下のいずれかに該当するとき又は登録政治資金監査人から登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消される（法第19条の23第1項）。
 - ・ 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき（法第19条の23第1項第1号）

- ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は法第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）
 - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものに該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）
 - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消されたとき（法第19条の23第1項第3号）
5. 登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。なお、研修を受けるときは、手数料を払う必要がある（法第19条の27第3項）。

（2）業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
 - ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
 - ・ 2号団体にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する公職の候補者又はその配偶者

「役職員」とは

役員の範囲は、規約等の定めや役員会に参画しているかどうかなどそれぞれの団体の実態に応じて判断されることとなる。なお、役職員には、事務局の職員も含まれる。

「公職の候補者」とは

公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。

【参照条文】

(定義等)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

5 (略)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

(公職の定義)

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

2. 登録政治資金監査人の職務

7. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。

- 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
- 会計帳簿には国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

「明細書」とは

明細書とは、政治団体の会計責任者に対して、当該政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者が提出するもので、以下の事項が記載されたものをいう。なお、「意思を通じて」とは、当該政治団体の代表者又は会計責任者と寄附を受けた者又は支出者との相互間に、当該政治団体のために寄附を受け、又は支出がされることについて意思の連絡がある場合をいう。

- 寄附をした（支出を受けた）者の氏名

- ・ 住所
- ・ 職業
- ・ 支出の目的（※支出をした者である場合）
- ・ 金額
- ・ 年月日

【参考条文】

（会計責任者に対する明細書の提出）

第10条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

2・3 （略）

8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。
9. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。

「会計帳簿等の関係書類」とは

会計帳簿等の関係書類とは、収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。

3. 登録政治資金監査人の責任

10. 登録政治資金監査人の責任については、政治資金規正法において以下のとおり規定されている。

- ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。
- ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。
- ・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。

11. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。

- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。

III. 国会議員関係政治団体

1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党・政治資金団体及びいわゆる政策研究団体を除く。）をいう。

【1号団体】

国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項の適用を受ける同項第4号に該当する政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
 - 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
 - すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならないこと（法第11条第1項・第19条の9）。
 - 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
 - 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないこと（法第16条第1項・第19条の11第2項）。

- ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成しなければならないこと（法第19条の11第1項）。
3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。
4. なお、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある場合には、政治資金監査を受けなければならない。この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。このほか、年の途中に国会議員関係政治団体に該当しない期間のある政治団体の政治資金監査については「政治資金監査実施要領」の「I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」を参考にすること。
5. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではないこと（法第25条第1項第2号）。

収支報告書の提出期限

国会議員関係政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

(※1) 収支報告書に記載すべき収入及び支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

(※2) 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読み替後の法第12条

(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

2～4 （略）

法第19条の10による読み替後の法第17条

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2～4 （略）

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（収支報告書に記載すべき支出に係るもの）
- ・ 政治資金監査報告書

収支報告書の提出先

- ・ 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出する。
- ・ 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣に提出する。

【参考条文】

(政治団体の届出等)

第6条 (略)

- 一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。）主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- 二 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
- 三 (略)
- 2～5 (略)

IV. 政治資金監査指針

1. 一般監査指針

(1) 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。

- ・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
- ・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
- ・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。
- ・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。
- ・ 登録政治資金監査人は、使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。

「密接な身分関係」とは

密接な身分関係とは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「II. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。

【参照条文】

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13 （略）

2～4 （略）

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第1項の政治資金監査を行うことができない。

6 （略）

「使用人等」とは

使用人等とは、政治資金監査業務を補助する使用人その他の従業者をいう。

なお、使用人等には、特段の資格を有することを要しないものである。

(2) 調査方法

2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿とすべての領収書等とを突合させることが必要であること。

全数調査

領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、すべての支出について領収書等の徴収が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、すべての支出を確認することが改正法の要請と考えられる。

また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の事務所で行わなければならぬこと。

国会議員関係政治団体の事務所での実施

政治資金監査は、政治資金監査の適正さを確保するため、原則として国会議員関係政治団体の事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等を移動させることによる紛失等の事故を防止する観点から提起されたものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の事務所で監査を行うことにより、国会議員関係政治団体の活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であ

ると登録政治資金監査人が判断した場合

- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

4. 政治資金監査においては、会計帳簿等の関係書類については、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

現物の確認

政治資金監査においては、政治資金監査の適正さを確保するため、領収書等は写しではなく現物を確認しなければならないこととしている。

これは、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、領収書等については現物を確認することとしたものである。

(3) 政治資金監査契約の締結

5. 円滑に政治資金監査を行うため、書面により政治資金監査契約を締結すること。
6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。
7. 政治資金監査契約の締結に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「II. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項」を参考にすること。

(4) 政治資金監査の事前準備

8. 現場での政治資金監査に先立って準備が必要な事項は、以下のとおりである。
- ・ 書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施する日時、場所、期間及び双方の体制（人数等）について、国会議員関係政治団体と合意しておくこと。
 - ・ 政治資金監査に使用人等を使用する場合は、使用人等に対して政治資金監査の方法や、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課せられていることを十分に理解させること。

使用人等に対する秘密保持義務の周知

登録政治資金監査人の使用人等に対する秘密保持義務の周知は、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密については、使用人等である期間のみならず、当該政治資金監査が終了し、使用人等としての立場ではなくなった後も、引き続き秘密保持義務が課せられることを理解させるものである。

9. 円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体に対し、以下の事項を要請すること。
 - ・ 会計帳簿や領収書等を複数の事務所において管理している場合には、書面監査を行う事務所に集約すること。
 - ・ 領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を整備すること。
10. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、会計帳簿の記載や領収書等の保存等の会計事務について、必要な助言等を行っても差し支えないものであること。

2. 個別監査指針

(1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

11. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

保存対象書類の一覧表

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりである。

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
- ・ 明細書綴り 1冊
- ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徵し難かつた支出の明細書 1通

平成×年×月×日

○○○○ (国会議員関係政治団体名)

会計責任者 ○○ ○○

12. なお、保存されているかどうかの確認を行う対象となる会計帳簿等の関係書類は、政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類であり、政治資金監査対象年の過去3年に係る会計帳簿等の関係書類ではないことに留意すること。

会計帳簿等の保存期間

【参照条文】

(会計帳簿等の保存)

第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

2 (略)

(2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

13. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
14. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。
15. なお、会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

「会計帳簿の必要記載事項」とは

会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。

【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分

に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出 (当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。) 並びに支出を受けた者の氏名及び住所 (支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。) 並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており (法第9条第2項)、省令において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 (略)

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

政治資金規正法施行規則 (抄)

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出 (当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。) を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

16. 領収書等の微収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されない支出 (人件費以外の経費の支出に限る。) については、これらの支出の一覧表 (以下「領収書等亡失等一覧表」という。) の提出を会計責任者に求めること。

領収書等亡失等一覧表の位置付け

領収書等亡失等一覧表は、会計責任者が作成したものを登録政治資金監査人に提出し、政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものとなる。したがって、領収書等亡失等一覧表も閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。

【参照条文】

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第20条の2 (略)

2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

17. 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

「人件費」とは**【参照条文】**

政治資金規正法施行規則（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」とは

○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものという。

○振込明細書に係る支出目的書とは

金融機関が作成した振込明細書は、金額及び年月日の記載はあるが、当該支出の目的が記載されていないため、振込明細書と併せて提出する支出の目的を記載した書面をいう。

【参照条文】

(報告書の提出)

第12条 (略)

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第2号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を徵し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（第19条の11第1項において「領収書等を徵し難かつた支出の明細書」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込

明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

3・4 (略)

「賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認する」とは

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の入件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

○賃金台帳とは

労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものをいう。

○源泉徴収簿とは

所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

【参照条文】

労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）

（賃金台帳）

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

18. 領収書等の確認に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「III. 領収書等の確認に当たっての留意事項」を参考にすること。

19. 会計帳簿が、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

（3）法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

20. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。
21. 領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。
22. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

「収支報告書の必要記載事項」とは

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読み替後の法第12条

（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 (略)
2～4 (略)

収支報告書等の記載方法等に関する見解

(参考資料) 収支報告書等の記載方法等に関する見解を参照すること。

23. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

収支報告書の「支出に係る分」とは

収支報告書の支出に係る分とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 様式（その2） 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式（その13） (1) 支出の総括表
- ・ 様式（その14） (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳
- ・ 様式（その15） (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式（その16） (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

（4）法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徵し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

24. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徵し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徵し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときには、当該支出の目的を記載した書面）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11第1項）。
25. 領収書等を徵し難かつた支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徵し難い事情には含まれないことに留意すること。
26. 領収書等を徵し難かつた支出の明細書等に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

振込明細書がある場合

振込明細書がある場合には、当該支出の目的を記載する書面として、領収書等を徵し難かつた支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれを作成してもよいこととされているので、登録政治資金監査人は、いずれかにより確認すること。

なお、国会議員関係政治団体は、いずれを作成した場合でも、収支報告書に併せて振込明細書の写しを提出する必要がある。

(5) 会計責任者等に対するヒアリング

27. 法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行うとともに、以下に掲げる事項について、「政治資金監査実施要領」の「IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」により、会計責任者等に対しヒアリングを行うこと。

- ・ 会計処理方法
- ・ 支出項目の区分の分類
- ・ 領収書等の徵収漏れ又は亡失等により、書面監査では支出の状況が確認できなかつたもの
- ・ 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

28. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。

29. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。

30. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならず、使用人等のみで行ってはならないこと。

会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の微収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。

併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

会計責任者等に対するヒアリングの対象者

会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったもの等について、その支出の実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。

したがって、これらの支出について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。

なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。

V. 政治資金監査報告書

1. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。

1. 政治資金監査報告書の記載事項

2. 政治資金監査報告書の記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 表題（「政治資金監査報告書」）
- ・ 日付
- ・ あて先
- ・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了日
- ・ 監査の概要
- ・ 監査の結果
- ・ 業務制限

2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項

3. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。

4. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。

5. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任の範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。

6. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。

7. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。
 - ・ 監査の根拠規定
 - ・ 監査の対象書類と対象期間
 - ・ 実施した基準
 - ・ 責任の所在と範囲
8. 監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」監査である旨を記載すること。
9. 監査の対象書類については、監査の対象となった収支報告書等の対象書類を記載すること。また、対象期間については、監査の対象となった収支報告書等に係る会計の開始日と終了日を記載すること。
10. 実施した基準については、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき、政治資金監査を実施した旨を記載すること。
11. 責任の所在と範囲については、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金監査人との関係や役割分担を明確にするため、政治資金規正法によりそれぞれが負う責任の範囲を記載すること。
12. 政治資金監査報告書の監査の結果は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載すること。
13. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

政治資金規正法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

14. このほか、政治資金監査報告書の作成に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「VI. 政治資金監査報告書記載要領」によること。

政治資金監査実施要領

委員限り

資料A

I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

1. 年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある場合には、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間も含めて、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないこと。
2. 会計責任者に法令上求められる会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体（以下単に「資金管理団体」という。）、また、国会議員関係政治団体又は資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）それぞれの政治団体の区分ごとにその対象となる支出の範囲が異なるものであること。
3. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿		すべての支出	
明細書		すべての支出	
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徵し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

4. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。

II. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項

1. 政治資金監査契約

- 国会議員関係政治団体の会計責任者は、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならないこととされている（法第19条の13第1項）。政治資金監査を受けるに当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。
- 国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人は、通常、政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであるが、円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

政治資金監査の事前準備としての契約

政治資金監査を円滑に行うためには、国会議員関係政治団体の側において、領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を事前に整備しておく必要があるため、領収書等の整理・保存状況を事前に確認する契約や、領収書等の整理段階から指導・助言する契約を必要に応じて締結することができる。

2. 契約書において規定すべき事項

- 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

(1) 一般的事項

4. 政治資金監査の目的

政治資金収支報告書の作成が政治資金規正法に基づき適切に実施されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないこと。

5. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制

政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡にあたる会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。

政治資金監査の体制等に係る事項

政治資金監査の体制等に係る事項については、登録政治資金監査人が政治資金監査を円滑に行い、また、国会議員関係政治団体が政治資金監査を円滑に受ける上で必要な範囲で規定すれば足りるものである。

6. 政治資金監査の対象

国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る会計帳簿等の関係書類を対象とすること。

7. 政治資金監査の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出方法及び提出期限

政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに従い、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との間で協議の上、定めること。

政治資金監査の時期等に係る事項

政治資金監査の時期等に係る事項については、あらかじめ合意が必要と判断した事項について規定すれば足り、別途協議の上、定めることとしても差し支えないものである。

8. 報酬の額及び支払の時期

政治資金監査において確認を要する領収書等の枚数や整理状況に応じ、政治資金監査に要する業務量を勘案して定めること。

9. 経費の負担

政治資金監査を実施するために必要な経費の負担について、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の両者で合意の上、定めること。

(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任

10. 登録政治資金監査人の責任

登録政治資金監査人は、外部性を有する第三者の立場において、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成する責任を有すること。

11. 国会議員関係政治団体の責任

- ・ 円滑に政治資金監査を行うため、政治資金監査が行われるまでの間に会計帳簿や領収書等を複数の事務所において管理している場合には、書面監査を行う事務所に集約し、また、会計帳簿等や領収書等は支出項目別及び年月日順に整理すること。
- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要なすべての記録、書類、他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。

(3) 秘密保持義務

12. 登録政治資金監査人は、政治資金規正法の規定により、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。使用人その他の従業者又はこれらの者であった者についても同様であること。

(4) 使用人等の監督等

13. 登録政治資金監査人は、その業務を遂行する上で使用人等を使用することができる。その際には指揮命令系統、職務分担等を明らかにした上で、使用人等にも秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示及び監督を行うこと。

(5) 契約の解除

14. 登録政治資金監査人が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。

- ・ 国会議員関係政治団体の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合
- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者又は担当者が登録政治資金監査人の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合

15. 国会議員関係政治団体が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。

- ・ 登録政治資金監査人の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合

3. 政治資金監査契約に係る留意事項

16. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、政治資金監査マニュアルのⅡ. 1. (2) 業務制限に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。

17. 登録政治資金監査人は契約書に明記された政治資金監査の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しておかなければならないこと。

18. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。

III. 領収書等の確認に当たっての留意事項

1. 領収書等の記載事項の確認

1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない（法第11条第1項・第19条の9）。したがって、政治資金規正法上、領収書等には、支出の「目的」、「金額」及び「年月日」の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。
2. 一般的な領収書等において、「目的」とは「但し、○○代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいうものであること。
3. 領収書等の3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を具備した領収書等を備えるよう求めること。
4. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、また、領収書等の3事項のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。

振込明細書がある場合

振込明細書がある場合には、当該支出の目的を記載する書面として、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれを作成してもよいこととされているので、登録政治資金監査人は、いずれかにより確認すること。

なお、国会議員関係政治団体は、いずれを作成した場合でも、収支報告書に併せて振込明細書の写しを提出する必要がある。

2. 領収書等のあて名等の確認

(1) あて名の確認

5. 政治資金規正法上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件あたりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

領収書等のあて名の確認

政治資金規正法上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できることから、領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

6. あて名のない領収書等及びあて名が「上様」の領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

あて名のない領収書等及びあて名が「上様」の領収書等

政治資金規正法上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないとする取扱いとすることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。

7. 領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること。

8. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
9. 通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものであること。

当該政治団体の名において契約することができない場合

あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものの例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 不動産や自動車の所有等の登記を要する契約に係るもの
- ・ 携帯電話等について個人が契約者となっているもの

(2) 訂正等の確認

10. 高額領収書等のうちに以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。

(例)

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一振出人で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 住所の記載が曖昧（番地まで記載されていないもの等）である場合

「一般の大法人」とは

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。
2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

2. ヒアリング事項

3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとすること。
 - ・ 会計処理方法
 - ・ 支出項目の区分の分類
 - ・ 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
 - ・ 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの
4. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。
 - ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がないもの
 - ・ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの
 - ・ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの
 - ・ 「政治資金監査実施要領」の「V. 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているもの

5. 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。
- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
 - ・ 他の政治団体に対する支出
 - ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となつたものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ
受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
- ・ 人件費関係書類の不備
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

3. ヒアリングの実施方法

6. ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握すること。

7. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
- ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
 - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
 - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
 - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
 - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。
8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法についてのヒアリングの結果、会計処理を改善できるものがあった場合には、必要に応じて、会計責任者等に対し助言等を行うこと。
9. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

支出項目の区分の分類の確認

政治資金監査において確認を求めるとしている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が省令で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の使途として妥当かどうかの確認を求めるものではない。

10. 領収書等の微収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

領収書等亡失等一覧表の性格

領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した事実を確認するものに過ぎず、登録政治資金監査人において亡失等した事情が正当かどうかを判断する性格のものではない。

11. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

12. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
13. 「政治資金監査実施要領」の「V. 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。
14. 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。
15. 他の政治団体に対する支出については、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。
16. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公選法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公選法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公選法第199条の5第1項）。

【参照条文】

公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該

公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会(参加者に対して饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。)に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。)としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

2～4 (略)

4. その他の留意事項

17. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。
18. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。

19. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならず、使用人等のみで行ってはならないこと。

V. 領収書等を徴し難い事情の具体例

1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のようないふたつの場合が考えられること。

- ・ 香典・祝儀

領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているもの。

- ・ バス・電車等の切符

購入又は利用の際に領収書等が発行される場合を除く。

- ・ 振込みの方法による支出

振込明細書については、振込明細書に係る支出目的書とともに確認することとしてもよい。

- ・ 支出の目的が記載されていない振込金受領証

コンビニエンスストアや金融機関等で払込みをした場合の受領証で、支出の目的が記載されていないもの。

- ・ 口座振替の利用

支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定される。

- ・ 金銭以外の支出

金銭を伴わない支出について、領収書等を発行してもらうのは事実上困難である。

- ・ 領収書を発行しない自動販売機の利用

2. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとすること。

VI. 政治資金監査報告書記載要領

1. 政治資金監査報告書の記載事項

1. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載し、かつ、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。

2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項

2. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
3. 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。
4. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。
5. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。
 - ・ 監査事項について確認できないものがいる場合、記載例（1）の例によること。
 - ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（2）の例によること。
 - ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）がある場合、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の例によること。
 - ・ このほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったもの（「政治資金監査実施要領」の「IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」を参照のこと。）がある場合、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。

「支出の状況が確認できなかったもの」とは

支出の状況が確認できなかったものとは、政治資金監査実施要領の「IV. 2. 4.」に規定する書面監査では支出の状況が確認できなかったものをいい、政治資金監査報告書には、これらの支出について会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったものを記載すること。

6. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

3. 政治資金監査報告書記載例

(1) 監査事項について確認できないものがない場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表 ○○ ○○ 殿

登録政治資金監査人 ○○ ○○ ㊞

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

（注）政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表 ○○ ○○ 殿

登録政治資金監査人 ○○ ○○ ㊞

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、
○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、○○（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにして上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を事務所で行わないことができる例外については、記載例（1）（※2）の（注）を参照のこと。

（※3）支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(3) 領収書等の微収漏れ又は亡失等がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表 ○○ ○○ 殿

登録政治資金監査人 ○○ ○○ ㊞

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出

の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記) (※3)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）
- (3) ○○○○（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの
(××月××日・××費・××××円)
 - 領収書等のあて名に記載されていた名称
○○○○○○

3 業務制限

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。
- (※3) (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の微収漏れ又は亡失により、領収書等がない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を微収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

政治資金監査チェックリスト

委員限り

資料 A

政治資金監査チェックリスト

政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、本チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うなど、政治資金監査マニュアルに即して、遺漏なく対応すること。

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第1号に掲げる事項				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の原本が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	【明細書の保存】 明細書の原本が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の原本が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書等を徵し難かった支出の明細書の保存】 領収書等を徵し難かった支出の明細書の原本が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の原本が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 振込明細書に係る支出目的書の原本が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第2号に掲げる事項				
7	【会計帳簿の記載事項】 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【明細書の記載事項】 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	【領収書等の記載事項】 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
11	【会計帳簿と領収書等との突合】 領収書等のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 領収書等の微収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を微し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/> ↓ 31	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下においているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第3号に掲げる事項				
20	【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				
23	【領収書等を徵し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徵し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徵し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	【領収書等を徵し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徵し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 各振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
28	【領収書等を徵し難い事情】 「政治資金監査実施要領」の「V. 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会計責任者等に対するヒアリング				
29	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	【支出項目の区分の分類】 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	【領収書等の徵収漏れ又は亡失】 領収書等の徵収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であるとの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	【領収書等を徵し難い事情】 「政治資金監査実施要領」の「V. 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	【経常経費のあん分】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当なし
36	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	【公職選挙法に抵触する支出】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

委員限り

資料A

参考資料

委員限り

資料 A

平成20年10月31日
政治資金適正化委員会

収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、Ⅰ及びⅡの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である。

Ⅰ．前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例について
平成20年10月6日
総務省政治資金課

【現状】

収支報告書等における支出の記載方法について、下記のような場合における記載方法の問い合わせが多くなっている。これらの一部については、近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても活用するケースが増えてきていると考えられる。

これらの問い合わせに対しては、例えば、①であれば、法令に則して、

- ・収支報告書等の記載の現金主義
- ・支出実態の公開

という原則の下に、いずれも満たすことができるよう、

- a 金銭の支出（現金主義）
- b 実際の売買等における支出相当分の計上（支出実態の公開）
- c aとbの二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上（bと同時に計上することにより、収支としてはbを相殺）

という経理処理等を情報提供してきているところであるが、煩雑なこともあります、必ずしも理解されていないのが現状。

【問い合わせ】

- ① 商品券、ギフト券、交通事業者系電子マネー、小売り事業者系電子マネー等前払式証票等（前払い式電子マネー等）による支払いについては、これらを購入する時点と、これらを用いて実際に売買等をする時点があり、記載方法が分からぬ。
- ② 後払い式電子マネーやクレジットカード（ETCカード含む。）等による支払いについては、実際に売買等をする時点と、後日、売買契約等の相手方と異なる相手に金銭を支出する時点があり、記載方法が分からぬ。
- ③ 法人向け文具配達サービスなどにおいて、月に何度も注文しても、支払いは月1回、領収書等はその支払いに対する1枚のみとなっているが、帳簿上の支出は、複数の分類項目にまたがり、外形的には帳簿等と領収書等が対応しない。
その他収入に関しては金銭以外の物品等による寄附の記載方法についての問い合わせもあるところ

【検討】

平成21年分の支出から、国会議員関係政治団体については、事務負担が増加するのと同時に、登録政治資金監査人による政治資金監査が行われることとなることから、基本的な考え方を維持しつつも、会計責任者等に広く理解され、国会議員関係政治団体、登録政治資金監査人等の事務負担が軽減されるような簡易な記載方法が検討できないか。

国会議員関係政治団体の収支報告の手引（平成21年版）（抜粋）

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、
その分を支出に計上して下さい。

- ② その後、電子マネーを利用した場合には、
- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますから、これを記載しないことは、会計上疑問があります。一方で、このQ 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなります。この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（下記載例参照）があり、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

「Suica」などについては、次のQ3をご覧下さい。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーのチャージ 合計	10,000 10,000	H21.1.10	○○電子マネー運営会社	
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券 茶菓	300 200	H21.1.20 H21.1.30	○○旅客鉄道株式会社 ○○(コンビニ)	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券 (略) 合計	500 10,000	H21.2.10	○○旅客鉄道株式会社	電子マネーによる購入
支 出 の 総 額		20,000			会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック

（便宜上日付順で記載しています。）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 (略) 合計	300 200 500 10,000	H21.1.20 H21.1.30 H21.2.10	
收 入 の 総 額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

自動的に青字部分を挿入

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

赤字部分…自ら記入、青字部分…ワンクリックで挿入、緑字部分…自動計算

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q 1で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	H21. 1. 10	東日本旅客鉄道 株式会社	
	合計	10,000			
支 出 の 総 額			10,000		

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
 赤字部分…自ら記入、緑字部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、物品を購入した時点で、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

② その後、カード会社に支払った時点で、

その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。ETCカードでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、現金が支出されているQ 1 ②の時点で、これを記載しないことは、会計上疑問があります。一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に現実の財産上の利益は未だ発生しておらず、当然、現金による支出もされていないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（126ページ参照）があり、簡便

に会計帳簿を作成することができます。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。
E T Cカードについては、次のQ 3をご覧下さい。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費 (3)機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ食事代 打ち合わせ用会議室借上費	50,000 30,000	H21. 1. 20 H21. 1. 25	○○(飲食店) ○○ホテル	クレジットカードによる購入 クレジットカードによる購入
	合計	80,000			
2 政治活動費 (6)その他の経費	クレジットカード代金支払い 合計	80,000 80,000	H21. 3. 10	○○カード	
支 出 の 総 額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に青字部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 合計	50,000 30,000 80,000	H21. 1. 20 H21. 1. 25	
収 入 の 総 額		80,000		

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

赤字部分…自ら記入、青字部分…ワンクリックで挿入、緑字部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 3 クレジットカードを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見として、「ＥＴＣカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点、Q 1 で言えば②の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

ＥＴＣカードによる支払いにおける簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	ＥＴＣカード代金支払い 合計	80,000 80,000	H21.3.10	○○カード	
支 出 の 総 額		80,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
赤字部分…自ら記入、緑字部分…自動計算

委員限り

資料A

委員限り

資料A